

19世紀前半イギリス鉄道会社における 監査実務の展開と資本勘定閉鎖概念

澤 登 千 恵[†]、中 村 恒 彦^{††}

The Auditing Practices and the Notion of the Capital Account Closure in a 19th Century British Railway Company

SAWANOBORI Chie and NAKAMURA Tsunehiko

目 次

1. はじめに	2
2. 資本勘定閉鎖概念	3
3. L&BR の監査と資本勘定閉鎖問題	4
3. 1. 個別法における監査に関連する規定	4
3. 2. Finance and Treasury 小委員会の会計と監査に関する内規	7
3. 3. Finance and Treasury 小委員会による監査	9
3. 4. 監査委員会による監査	10
3. 5. 資本勘定閉鎖問題	15
4. おわりに	16

Abstract

The purpose here is to exam the influence of the notion of the capital account closure used by a 19th century railway company's minutes etc. and its application to its auditing. Focused on the London and Birmingham Railway Company, we analyzed the minutes of the audit committees, and the "Reports" including the "Accounts" and other documents, prepared after general meetings. The notion of "capital account closure" in this period meant limiting capital expenditure and separating capital expenditure from revenue expenditure. This study clarifies that this notion resulted in the development of the railway's auditing practices.

キーワード：監査、鉄道会計、資本的支出と収益的支出の区別

Key words：Auditing, Railway Accounting, Separation of Capital Expenditure from Revenue Expenditure

[†] 大阪産業大学経営学部商学科教授

^{††} 桃山学院大学経営学部経営学科准教授

草 稿 提 出 日 10月28日

最 終 原 稿 提 出 日 12月19日

1. はじめに

規制空間 (Regulatory Space) とは、制御対象となる特定範囲の行為者あるいは行為を区画・識別する概念装置と定義される (Hancher and Moran (1989), p.277)。例えば、BIS 規制では、決済業務を行うために一定水準の自己資本比率を維持しなければならない。これは規制空間の典型である。自己資本比率に見られるように会計数値 (比率) は規制空間を形成する機能を果たしている。

このような規制空間は、必ずしも公的な規制である必要はない。ある産業や会社における慣習によっても作られ、このことが「システム」の確立に大きく影響を与える可能性がある。そこで本稿では、初期の株式会社会計の典型例として知られる19世紀前半イギリス鉄道会計を取り上げ、ある規制空間が彼らの監査の展開に影響を与えたことを示すことにする。

19世紀前半イギリスの鉄道会社は、予定していた建設終了後、株式を発行して調達した資金とその用途、つまり資本的収支を記載する資本勘定を閉鎖しなければならないという目標を持っていた。この考え方は、資本的支出を制限しなければならないという考え方に、やがては、資本的支出を収益的支出と区別しなければならないという考え方に至る。本稿では、この一連の考え方を資本勘定閉鎖概念と呼び、この資本勘定閉鎖概念が、19世紀イギリス鉄道会社の会計や監査のシステムの確立に大きく影響を与えたことについて明らかにする。

19世紀の鉄道会社は、他の業界に比較して、洗練された会計実務を行っていた。イギリス鉄道業は、観察する限り、1868年鉄道規制法によって業界で初めて会計報告書様式の統一を達成した業界である。いくつかの鉄道会社は、19世紀中頃までに既に、配当可能利益を計算するために毎期減価償却を行い、そして詳細かつ整合性のある会計報告書を作成するようになっていた。ただし、その内容は特異性を有していた。具体的には、当時の鉄道会社の減価償却は減価償却準備金を積み立てるという方法を採用しており、さらに会計報告書は複会計システムという様式で作成されていた。このような特異性を有していたことには、いくつかの要因があったと考えられるが、その一つに資本勘定閉鎖概念の影響があったと考えられる。それでは、監査実務についてはどうだったのであろうか？ 当時の鉄道会社は、どのような監査を行っていたのであろうか？ さらにそれは、会計実務同様、特異性を有していたのであろうか？ そこに資本勘定閉鎖概念の影響はあったのであろうか？

19世紀イギリス鉄道会社の監査について言及している先行研究はいくつか存在する

(Edwards (1985) ; Matthews (2006))。Edwards (1985) は、19世紀後半の鉄道会社の中には外部の会計士の支援を受けて監査を行っていたところがあり、このような会計士が鉄道業における複会計システムの普及に影響を与えたと主張する (Edwards (1985), p.38)。しかしながら先行研究には、観察する限り、19世紀前半の鉄道会社の監査実務の一連の展開を具体的に観察し、その背景について詳しく検討しているものはない。

そこで本稿では、19世紀前半のリーダーカンパニーであった London and Birmingham 鉄道会社 (以下、「L&BR」と略称) の監査実務に注目し、同社の取締役会および監査にかかわる委員会の議事録全てと株主総会後に作成された報告書全てを分析した上で、その展開とそれに対する資本勘定閉鎖概念の影響を検討する。いつ、誰が、何を監査し始め、そのような実務はどのように変化したのかを分析した上で、その変化に対する資本勘定閉鎖概念の影響について検討する。

2. 資本勘定閉鎖概念

そもそも、資本勘定を作成し、これを閉鎖するという会計実務は、輸送関連業として先に発展していた運河会社が行っていたものであった (Edwards (1985), p.27)。運河会社は、運河建設中から、運河建設のために株式発行により調達した資金とその用途を明示するための会計報告書を作成し、公表していた。そして、運河完成後、これを資本勘定と名称を変更して閉鎖し、代わりに、収益、収益獲得のために必要となった費用、そしてその差額としての利益を明示するための収益勘定という会計報告書を作成、公表するようになった。これによって、株式を発行して調達した資金からではなく、利益のみから配当していることを明示しようとしたのである (村田 (1995), 76-77頁)。

鉄道会社はこの運河会社の会計実務に影響を受けた。鉄道建設中から、鉄道建設のために株式を発行して調達した資金とその用途を明示するための会計報告書を作成し、公表していた。しかしながら鉄道会社は、運河会社と異なり、鉄道完成後、これを閉鎖することはできなかった。鉄道会社は、路線拡張や車輛購入を必要とし、資本勘定に計上すべき取引が継続したからであった (Pollins (1956), pp.349-352)。鉄道会社は、したがって、同会計報告書の名称を資本勘定と変更して、収益勘定とともに、公表し続けることになった。

しかしながら、資本勘定閉鎖は鉄道会社の目標であり続けた。1840年代後半、鉄道産業全体での不正会計が問題となると、配当が純利益から支払われることを確実にするため、取締役が資本勘定に手を付ける誘惑を取り除くことを目的として資本勘定を閉鎖するように要求するようになった (Edwards (1985), p.28)。しかしながら鉄道会社は、前述した

ように、資本勘定を完全に閉鎖することはできなかった。そこで鉄道会社は、資本勘定に計上されない残りの資産と負債を別の会計報告書、一般貸借対照表として作成、公表するようになった。これによって、複会計システムという会計報告書様式が確立することになったと、Edwards (1985) は主張する (Edwards (1985), pp.28-29)。

さらに述べるならば、鉄道会社の中には、不正会計が問題となる以前から、資本勘定閉鎖を目標としていたところがあった。19世紀中頃まで 株主は新株を引き受ける義務があり、不況になり株価が下落すると引受に躊躇し、新株発行に反対した (杉浦 (1971), 76頁)。株主は新株発行を促すような資本からの支出、つまり資本的支出に反対し、このような取引を計上する資本勘定自体を閉鎖するよう要求するようになっていたと考えられる (澤登 (2014), 188-189頁)。

このような資本勘定閉鎖概念は、複会計システムの確立だけでなく、その他の会計に対しても¹、さらに監査に対しても影響を与えていたと考えられる。本稿では、L&BR の監査実務を取り上げ、その展開を分析した上で、資本勘定閉鎖概念の影響を検討する。

3. L&BR の監査と資本勘定閉鎖問題

3.1. 個別法における監査に関連する規定

イギリス最初の一般会社法と位置付けられるのは1844年会社登記法であり (山浦 (1993), 6頁)、公益事業会社である鉄道会社に対しては、同年、1844年鉄道規制法が制定された。したがって、同法が制定される前の鉄道会社は、法人化の際、議会によって個別に制定された議会法 (個別法) や、法人化の後、自ら設定した内規に従って、会計および監査を行っていた²。

L&BR は1832年に発起され、1833年5月6日、個別法によりその設立を認可された。その際、制定された個別法にはいくつかの会計や検閲に関する規定が含まれている。

...such Book or Books shall at all reasonable Times be open to the Inspection of the respective Loan Creditors for Money advanced and lent for the Purpose of this Act, without fee or Reward... (3 Will. 4, c.36, s.148, p.808)

¹ Pollins (1956) は、鉄道会社において、配当政策を採っていたため、資本勘定閉鎖を決意した後もこれを実現できなかったという状況が、減価償却採用や支出を資本に賦課するのか、収益に賦課するのかに影響を与えていたと述べる (Pollins (1956), p.351)。

² 1844年会社登記法において監査役監査の強制が達成されるが (山浦 (1993), 16頁)、監査の諸制度は、東インド会社や運河会社および鉄道会社などの公益事業会社において確立されていた (17頁)。

この法の目的のために前渡しされたそして貸されたお金において、帳簿は、あらゆる適当な時期に、手数料や報酬なしに、各債権者の検閲のために、公開されなければならない。

...every Officer and Persons who shall be appointed or employed by virtue of this Act shall from Time to Time, when thereunto required by the said Company, make out and deliver to the said Company, or to such Persons as they shall for that Purpose appoint, a true and perfect Account in writing under his Hand of all Monies which shall have been by him received by virtue of this Act, and such Account shall state how and to whom and for what Purpose the same shall have been disposed of together with Vouchers and Receipts for such Payments... (3 Will. 4, c.36, s.153, p.810)

この法によって任命されたあるいは雇用された全ての役員や人々は、時折、当該会社によって要求されたときに、当該会社あるいはその目的のために任命された人々に、この法のために彼が受け取った現金の手許有高が記載されている真実の完全な会計報告書を作成し送付しなければならない。そのような会計報告書は、どのようにしても、誰に対しても、どのような目的のためであっても、そのような支払に対する証憑や領収書と一緒に処理された同一のものでなければならない。

And be in further enacted, That the said Company, or the Directors of the said Company, shall and they are hereby required to cause a true and particular Account to be kept, and to be made up twice in every Year, that is to say, on the Thirtieth Day of June and the Thirty-first Day of December, of the Money received by or the Use of the said Company by virtue of this Act, and of the Charge and Expences attending the making, maintaining, and carrying on the said Undertaking and of all other the Receipts and Expenditure of the said Company, up to those periods respectively, which Account shall be laid before the Half-yearly General Meeting of the said Company herein-before directed to be held in the Months of August and February respectively, and which Account shall also be produced to any Proprietor who shall require to be allowed to examine or inspect the same at any Time within Fourteen Days prior to the

day of such Half-yearly General Meeting: Provided always, that if the Account so to be laid before any Half-yearly general Meeting shall not be considered satisfactory by such Meeting, then and in such Case the said Meeting shall have Power to appoint a Committee of Inspection, to consist of Five Proprietors, each of whom shall hold at least ten shares in the said Undertaking, who shall examine into such Account, and report thereon to a future Meeting of the said Company, to be held for that Purpose by Adjournment or otherwise; and for the Purpose of such Examination the said Directors shall, on Demand, at all convenient Times, cause to be produced to the said Committee or any Three Members thereof all Books of Account, Vouchers, and Documents in the Possession or Power of the said Directors relating to the Affairs of the said Company. (3 Will. 4, c.36, s.155, p.812)

さらに規定するならば、当該会社や当該会社の取締役は、この法のもと、当該会社の使用によって受け取られたお金、建設し維持し事業を運営する支払や費用のお金、そして当該会社のその他全ての収入と支出のお金に関する真実の詳細な会計報告書を、年に2回、つまり、6月30日と12月31日に作成し、保有することを要求される。そのような会計報告書は、毎期、8月と2月それぞれの月に開催される当該会社の半期ごとの株主総会の前までに準備され、会計報告書は、どのような株主のためにも作成されなければならない、彼らは半期株主総会の日までの14日間、いつでも、同じものを検査あるいは検閲することができる。いつも規定されるように、もし半期ごとの株主総会の前に準備されるべき会計報告書がそのような会議によって十分に満足いくものとみなされなかったら、そのような場合、当該会議は5人の株主から構成される調査委員会を任命する権利を持つ。彼らは少なくとも当該事業の10株を保有しなければならない。彼らはそのような会計報告書を検査し、延期かあるいはその他の方法によってその目的のために開催される将来の会議までに報告しなければならない。検査のために、当該取締役は、必要に応じて、適宜、当該会社の事柄に関して保有するあるいは取締役の権利下にある会計報告書、証憑、資料の全ての帳簿を準備しなければならない。

このように、L&BRの個別法には、債権者による帳簿の閲覧、株主による会計報告書の検査あるいは検閲、それらが不十分であった場合の調査委員会の設置に関する規定が含まれていた。しかしながら、少なくとも「監査 (audit)」という言葉を用いた規定は、個

別法には含まれていなかった。

3. 2. Finance and Treasury 小委員会の会計と監査に関する内規

一方でL&BRは、設立直後、監査に関する内規を設定する。

L&BRは、個別法の規定に従い、2つの委員会、London委員会およびBirmingham委員会を設置した。なお、London委員会の書記には、後に、外部向けの会計報告の責任者となるR. Creedが、Birmingham委員会の書記には、これもまた後に、内部監査の責任者となるCaptain Moorsonが任命されている（RAIL 384/30: London and Birmingham Railway Company: Board: Birmingham and London Committee: 19th Sept. 1833）。

1833年5月15日に開催された第1回目のLondon委員会では、2つの小委員会、Finance and Treasury小委員会とCompensation and Works小委員会の設置が決定された。

London委員会のFinance and Treasury小委員会の委員には、John Lubbock Bart、後に議長となるG. C. Glyn、Grenfellが選ばれ、議長のIsacc Sollyと議長代理のBarclayも委員となることが決定された。さらに、London委員会の書記に任命されたR. CreedがFinance and Treasury小委員会の書記にも任命されている（RAIL 384/39: London and Birmingham Railway Company: Minutes and Reports: London Committee: 15th May 1833）。

同日、Finance and Treasury小委員の業務に関する規定が設定されており、その中では、会計の規定に加えて、監査の規定が含まれていることを確認できる。

1. That the Account be kept at the Bankers in the name of the Company as incorporated by act of Parliament.
2. That any two of the Members of this Sub Committee be authorized to draw Checks on the Bankers to be countersigned by the Secretary.
3. That there be laid on the table at all their Meetings a Balance sheet of the London Committee.
4. That they recommend to the London Committee from time to time as circumstances may require the purchase of Exchequer Bills, investments in other public Securities and the converting of such Bills and Securities into Cash.
5. That they be authorized to regulate and order transfers of Cash in concurrence with the Birmingham Sub-Committee of Finance and Treasury.

6. That this Sub Committee audit all Bills and Accounts delivered to the London Committee and report thereon to the said Committee for payment on otherwise.

7. That they superintend the state of the Share List of the London Committee the transfers of Shares thereon and that they be authorized to take such measures as they may find necessary to enforce the Calls and any arrears thereof. (RAIL 384/38: London and Birmingham Railway Company: London Committee: Standing Orders And Regulations: 15th May 1833 pp.12-13)

1. 会計報告書は個別法によって法人化された会社の名前で銀行に保管されること。
2. この小委員会の2人は書記によって副署された銀行宛小切手を振り出す権限を与えられること。
3. London 委員会の全ての会議では、残高表が上程されること。
4. 彼らは London 委員会に、時折、習慣として、Exchequer Bills の購入や、他の公債の投資や、そのような Bills や証券を現金に換えることを要求するように勧告すること。
5. 彼らは、Birmingham の Finance and Treasury 小委員会とともに、現金の振替を規定し、命令する権限を与えられること。
6. 小委員会は London 委員会に送付された全ての請求書と勘定 (Accounts) を監査し、その他の支払に関して当該委員会に報告すること。
7. 彼らは London 委員会の株主一覧の状況と株式の移転を監督し、どのような払込や延滞に対しても彼らが必要だと思う手段を採ることの権限を与えられること。

このように L&BR では、Finance and Treasury 小委員会が財務、会計、そして監査を行う機関であった。監査に関しては、第6条で、Finance and Treasury 小委員会が、請求書と勘定 (Accounts) の監査を行い、その他の支払に関する事柄等も含めて、London 委員会に報告することになっていた³。なお、Finance and Treasury 小委員会の委員は全て London 委員会の委員であり (RAIL 384/30: London and Birmingham Railway

³ 当該内規は、Birmingham 委員会 (に設置された Finance and Treasury 小委員会) でも適用されている (RAIL 384/58: London and Birmingham Railway Company: Board Minutes and Reports: London Sub-committee: 20th May 1833)。

Company: Board: London and Birmingham Committee: 19th Sept. 1833)、つまり取締役であった。

3. 3. Finance and Treasury 小委員会による監査

Finance and Treasury 小委員会の議事録は、1833年5月15日から7月2日までの期間と、1837年5月10日から1838年8月8日までの期間で残されている。両期間、同小委員会は週に1回のペースで開催されていた。

1833年6月1日、第2回目の Finance and Treasury 小委員会が開催された。London 委員会における残高表と Banking Book が提示され、Exchequer Bills の償還がなされて、その金額が London 委員会に送付されたことが報告されている。さらに、議事録の最後には London 委員会の残高表が挿入され、会計報告書の最後には議長 Isacc Solly の署名がある。残高表は、株式払込金、その使途、その残高を記載したものであった (RAIL 384/58: London and Birmingham Railway Company: Board Minutes and Reports: London Sub-committee: 1st June 1833)。

このように、London 委員会の Finance and Treasury 小委員会では、内規に従い、London 委員会への送金が報告されている。さらに、同委員会の残高表も添付され、会計報告書には議長の署名がなされていた。ただし、何が監査されたのかについて具体的な記述はなく、「監査した」といった記述も確認できない⁴。

一方、1837年5月10日の Finance and Treasury 小委員会では、残高表、現金表 (Cash statement)、社債勘定表 (State of Debenture accounts)、(資本) 払込表 (State of Calls)、その他の請求書に対する支払 (J.C. Birkenshir's Pay Bill 129 & Abstract A Bagster's Pay Bill 15. G Aitchisons account of Disbursements to 29th Abril)、建設請負業者に対する毎週の保証書 (Certificates) や建設費の概要も提示されている。ただし、監査を行った者の署名はなされていない (RAIL 384/58: London and Birmingham Railway Company: Board Minutes and Reports: London Sub-committee: 10th May 1837)。

さらに、L&BR は1837年、部分開通するのであるが、1838年8月8日の Finance and Treasury 小委員会の議事録には、前述したような残高表等の提示の後、監査 (audit) を行っ

⁴ それより前の1833年5月23日に開催された Birmingham 委員会の Finance and Treasury 小委員会の議事録には「監査」を行ったとの記述を確認できる。

… The Petty Cash Account between 14th Feby. and this date was audited and passed, the amount being L.12 11 3. (RAIL 384/82, London and Birmingham Railway Company; Minutes and Reports: Sub Committee of Finance and Treasury in Birmingham Committee, 23th May 1833)

2月14日から本日までの小口現金勘定が監査され、承認された。その金額は、£12 11d. 3s である。

たという記載がある。

The accounts & vouchers submitted to the Committee having been severally and audited. (RAIL 384/58: London and Birmingham Railway Company: Board Minutes and Reports: London Sub-committee: 8th August 1838)

委員会に提出された勘定と証憑は厳しく監査された。

このようにL&BRでは、1838年になると、Finance and Treasury小委員会が、勘定と証憑を突き合わせながら監査を行っていたことを確認できる。ただし、監査を行った者の署名はなされていない。

3.4. 監査委員会による監査

L&BRは、1838年、全線開通し、それに伴い、1838年下期より配当を開始するのであるが、その直後、監査委員会（Audit Committee）を設置した。London委員会とBirmingham委員会を統合し、それぞれに設置されていたFinance and Treasury小委員会を統合した上で、別個に監査委員会を設置したのである。

1839年8月1日、第1回目の監査委員会が開催された。次はその報告書である。

Report of Audit Committee

1st August 1839

The Committee appointed By Minute 908 of the Board, report. That they have not been enabled to Audit the Accounts between the 1st Jany. and 30th June, and they therefore present to the Board the statement of Account as prepared by the Secretary under their directions.

They understand that the Accounts under the heard of Capital have not passed under the review of the Auditor, except as for as relates to the Wages of men in the Engineering Department, but that the revenue Disbursements have been audited by him to a certain extent as follows viz

Revenue Audit from 1st Jany. to 30th June 1839.

Receipts

Accounts of the Coaching Traffic including Passengers, Parcels and Van Goods-
Audited

Accounts of Goods Traffic-Not Audited

The amount taken is that for which the Carrying Department has made itself
responsible.

Mails-

.....Audited.

Payments

All Accounts of Wages and Salaries.

(The Locomotive Department excepted) Audited.

The Pay Bills and other Accounts of the

Locomotive Department-Partially Audited.

Account of Stores-Partially Audited.

Dividend, Interest &c-Audited.

On the Classification of the Disbursements into Capital and Revenue Mr. Creed
reports as follow

Viz. Capital (Charges)

1. The original cost of making the Railway including Land, Compensation and incidental charges, and the buildings, fittings and furniture connected with it.
2. The expense of maintaining the Railway in repair for twelve months from the opening of each separate portion of the Line.
3. The cost of completing works not finished at the expiration of a year from the opening and repairs of damage consequent upon the Non-completed.
4. The original cost of all Stock for working the Railway, including Engines, Machinery, Tools and Carriages of all descriptions.
5. The first equipment of the Company's Servants in the Coaching and Police Departments.
6. The Stores which have been paid for by Cash and remain in Stock.

Revenue (Charges)

1. The wages of labourers employed in maintaining that part of the Railway in repair which has been completed twelve months, and all Stores and materials issued for that purpose.
2. The Salaries and wages of all persons employed in Keeping in Repair the Company's Engine and Carriage Stock, and all Stores and materials issued to them.
3. The cost of Working Locomotive Engines and Carriages, with the Stores issued for their use- and the salaries and Wages of all persons employed in the Locomotive Engine and Coaching and Carrying Departments.
4. The Salaries and Wages of the Police.
5. The Salaries of Directors and all persons employed in the Establishment of the Company and incidental charges.
6. Rates and Taxes.
7. Interest of Covered Capital.
8. Depreciation of Stock.

The Committee recommend that the whole of the Accounts, including the Capital, should be regularly submitted to the examination of the Audit Office.

They suggest that the time is about to arrive when the system under which the Accounts should be presented, for the propose of payment being authorized should undergo consideration, with a view to revision and they are decidedly of opinion that the signing and custody of checks should be placed on a footing of more effectual responsibility and security-

The draft Report for the Proprietors is herewith submitted. (RAIL 384/21; London and Birmingham Railway Company: Minutes and Reports; Various Committees and Sub Committees 1st August 1839)

監査委員会報告書

1839年8月1日

取締役会の議事録908に従って、委員会が設立された。委員会は、1月1日から6月30日までの会計報告書（Accounts）の監査をすることができなかった。委員会は、それ故に、委員会の指示のもと書記によって準備された会計報告書を取締役に提出する。

彼らは、資本という科目に関する会計報告書が、技師部門の従業員の賃金に関するものを除いて、監査役の調査のもと承認されていないことを理解しているが、しかし、収益に関する支出は彼によって、ある程度、監査された。（すなわち）：

1839年1月1日から6月30日までの収益に関する監査

受取

乗客、荷物、商品含む輸送勘定－監査済み

商品輸送勘定－未監査

計上された金額は輸送部門が自身で責任を負う。

郵便－監査済み

支払

賃金と給料の全ての勘定（機関車部門を除く）監査済み

請求書およびその他の機関車部門の支払－部分的に監査済み

在庫勘定－部分的に監査済み

配当、支払利子など－監査済み

資本的支出と収益的支出の区別に関しては次のとおりである。

資本（支出）

1. 土地、補償、偶発費用、建物、それに関する取付けと家具を含む鉄道を建設するための原初原価。
2. それぞれの路線の開通から12か月間の修繕で鉄道を維持する費用。
3. 開通から1年を過ぎても終了しない作業を完成する原価。
4. 全ての設計図にあるエンジン、機械、工具、客車を含む鉄道を動かすための全ての Stock の原初原価。

5. 輸送と警備部門の会社の従業員の最初の施設。
6. 現金で支払われたもので Stock を維持するための在庫。

収益（支出）

1. この12か月間、修繕して、鉄道の一部を維持するときに雇用された労働者の賃金、そのために発生した全ての在庫と材料。
2. 会社のエンジンと車輛を修繕して保持するために雇用された全ての人々の給料と賃金、そのために発生した在庫と材料。
3. 機関車と車輛を動かすための費用。それらの使用のために発生した在庫、機関車・客車・輸送部門で雇用された全ての人々の給料と賃金。
4. 警備員の給料と賃金。
5. 取締役と会社設立のために雇用された全ての人々の給料と偶発費用。
6. 家賃と税。
7. 払い込まれた資本の利子。
8. 車輛の減価。

委員会は全ての会計報告書は、資本を含むが、定期的に監査室の検査に提出されるべきであると勧告する。彼らは、認可されるべき支払目的は熟考すべきであるが、会計報告書が提出される時期は、検査のもと、考慮されるべきで、彼らはチェックの署名と保護はより効果的な責任と安全のもとで実施されるべきだという意見を確かに持っている。

株主に対する報告書の下書きが提出される。

このように L&BR では、配当開始後、監査委員会が設置され、当該委員会は書記によって作成された会計報告書を監査していたことを確認できた。ここで注目すべきことは、(この段階では) 資本からの支出については監査していない一方で、収益からの支出については監査したと記載されていること、しかしその後で、監査役が、資本的支出とは何か、収益的支出とは何かについて定義したことを確認できることである。L&BR は、このとき既に、資本からの支出、つまり資本的支出と、収益からの支出、つまり収益的支出を区別しようとしており、監査役（委員会）はその厳密な実行を職務としていたのである。

しかしながら、L&BR にとって、資本的支出と収益的支出を正確に区別することは困難であった。次は、1841年8月11日の監査委員会の議事録である。

...No satisfactory proofs of the correctness of the sums at which the Stores and Plant belonging to the Company are by transfer of the Capital & Revenue Departments being postponed until the end of the half year, they are rendered so complicate that the proper and accurate examination of them in the line allowed is rendered impracticable.

2nd. That it XXX impossible to keep the expenditure in the revenue and Capital and departmental Accounts distinct, the adjustment by transfer shall take place monthly. (RAIL 384/22; London and Birmingham Railway Company: Minutes and Reports; Various Committees and Sub Committees 11th August 1841)

会社の在庫（勘定）と工場（勘定）が資本と収益部門の振替によって行われることは、困難だとみなされた。それらは非常に難しく、適当かつ正確なそれらの検査は実施不可能であると考えられ、当該半期の終了するまで、延期された。

2つ目。収益と資本の支出と部門ごとの会計報告書を区別して維持することは不可能である。振替によっての調整が月ごとに行われるべきである。

このように L&BR では、支出後即座に、これを資本的支出と収益的支出とに区別することは難しく、それは後日、振替によって調整されることになった。

会計実務を確認すると、1841年下期、減価償却に伴い積み立てられてきた減価償却準備金、つまり収益的収入が、資本勘定、つまり資本的収入に振り替えられ、資本的支出として使用されたことを確認できる (RAIL 1110/260; London and Birmingham Railway Company: Reports and Accounts; Feb. 1842)。

3.5. 資本勘定閉鎖問題

実は、当該期の L&BR は、資本勘定閉鎖を目標としていた。次は、株主総会における取締役報告書の一部である。

It would give me satisfaction to have been able to report to you on this occasion that our capital account was finally closed, but this is a desideratum, which we, in common with other companies, have found is more to be hoped for than easily to be realized. You will see, however, from the figures before you that our outlay during the last six months has amounted to but a small sum, and this has been expended principally for purposes involving a direct earning of

revenue—in adding to our stations—and in providing extra lines and sidings to the extent of 16 miles, required for the accommodation of the large and increasing, traffic upon the Railway. (RAIL 1110/260; London and Birmingham Railway Company: Reports and Accounts; Feb. 1842)

資本勘定を最終的に閉鎖する〔予定である〕ことをこの機会に報告できることに満足している。これは、他の会社でも共通していることであるが、私たちが認識すべき必要なことは、簡単に実現できるということよりも、望まれているということである。目の前に示された数字からわかるように、私たちのこの6か月の〔資本的収入からの〕支払いは少額で、原則として、直接的な収益の獲得のために、具体的には駅の追加、鉄道が拡大し増加する輸送に対して便宜を図るために必要な16マイル延長に伴う線路や側線の追加分の供給に費やされた。

このように、当該期のL&BRは、資本勘定閉鎖を予定しており、資本的収入からの支出額を制限しようとしていた。具体的には、輸送量増加に対応するための追加や路線延長に関する支出のみを資本的収入から行うことにしたのである。

L&BRでは、資本勘定閉鎖の目標が、資本的支出の金額を削減させる、あるいはその目的の範囲を制限させることにつながり、さらにそのために、監査委員会に、資本的支出とは何か、収益的支出とは何かを定義させ、それぞれに計上された支出目的を監査させることになったと考えられるのである。

4. おわりに

本稿では、L&BRの個別法、取締役会の議事録、監査の委員会の議事録、株主総会後に提出された報告書および会計報告書を分析し、19世紀前半イギリス鉄道会社の監査実務の展開に対する資本勘定閉鎖概念の影響について検討してきた。

L&BRでは、設立時に制定された個別法では、監査に関する具体的な規定は設定されていなかった。しかしその直後、L&BRは、(独立性は達成されていなかったが、)監査に関する内規を設定し、Finance and Treasury小委員会を設置し、彼らが監査を行うことを規定した。配当を開始するようになると、今度は新たに、監査委員会を設置し、同委員会が会計報告書の監査を行うようになった。

注目すべきことは、監査委員会が、会計報告書の監査に留まらず、資本的支出とは何か、収益的支出とは何かについて定義した上で、当該期、資本的支出として計上された支出お

よび収益的支出として計上された支出の妥当性を監査していたことである。その背景には、資本勘定閉鎖を目標とするようになったL&BRが、資本的収入からの支出を削減、さらには資本的支出の範囲を制限しなければならなかった状況があったと考えられる。

このような監査実務がL&BR以外でも行われていたのか、他の公益事業でも行われていたのか、一般会社でも行われるようになったのか、これについての検討は今後の課題としたい。

参考文献

- Brief, R.P. (1965), "Nineteenth Century Accounting Error," *Journal of Accounting Research*, Vol.3, No.1, pp.12-31.
- Dicksee, L. (1905), *Advanced Accounting*, 2nd ed., London.
- Eagleton, Terry (2007), *Ideology: An Introduction (New and Updated Edition)*, Verso, original edition published in 1991 by Verso (大橋洋一訳 (1999), 『イデオロギーとは何か』平凡社).
- Edwards, J.R. (1980), *British Company Legislation and Company Accounts, 1844-1976*, Vol. I, New York.
- (1985), "The Origins and Evolution of the Double Account System: An Example of Accounting Innovation," *Abacus*, Vol.21, No.1, pp.19-43.
- (1986), "Depreciation and Fixed Asset Valuation in British Railway Company Accounts to 1911," *Accounting and Business Research*, Vol.16, No.63, pp.251-263.
- Hancher, L. and M. M. Moran, [1989], "Organizing Regulatory Space," in Hancher and Moran (eds.), *Capitalism, Culture and Regulation*, Clarendon Press.
- Hansard's Parliamentary Debates*, Vol.190, 1868, London.
- Matthews, D. (2006), *A history of auditing: The changing audit process in Britain from the nineteenth century to the present day*, London and New York: Routledge.
- Parliamentary Act (1833), 3 Will. 4, c.36 (London and Birmingham Railway Company).
- Pollins, H. (1956), "Aspects of Railway Accounting before 1868," in A.C. Littleton and B.S. Yamey (eds.) (1956), *Studies in the History of Accounting*, London, pp.138-161.
- Regulation of Railways Act (1868), 31 Vict.32, c.119.
- Scott, C., [2001], "Analyzing Regulatory Space: Fragmented Resources and Institutional Design," *Public Law*, pp.329-353.
- The National Archives U.K., RAIL 384/21, *London and Birmingham Railway Company: Minutes and Reports* (London and Birmingham Railway Company).
- The National Archives U.K., RAIL 384/22, *London and Birmingham Railway Company: Minutes and Reports* (London and Birmingham Railway Company).

The National Archives U.K., RAIL 384/30, Board: *London and Birmingham Committee* (London and Birmingham Railway Company).

The National Archives U.K., RAIL 384/38, *London Committee: Standing Orders And Regulations* (London and Birmingham Railway Company).

The National Archives U.K., RAIL 384/39, *Minutes and Reports: London Committee* (London and Birmingham Railway Company).

The National Archives U.K., RAIL 384/58, *Board Minutes and Reports: London Sub-committee* (London and Birmingham Railway Company).

The National Archives U.K., RAIL 384/59, *Board Minutes and Reports: London Sub-committee* (London and Birmingham Railway Company).

The National Archives U.K., RAIL1110/260, *Reports and Accounts* (London and Birmingham Railway Company).

澤登千恵 (2014), 「株式会社制度確立期の財務報告実務 - 19世紀イギリスにおける鉄道会社の会計実務 -」, 中野常男・清水泰弘編著『近代会計史入門』同文館, 177-194頁。

杉浦克己 (1971), 「1840年代のイギリス鉄道投資」, 『経済志林』第39巻第3号, 51-187頁。

村田直樹 (1995), 『近代イギリス会計史研究』晃洋書房。

山浦久司 (1993), 『英国株式会社会計制度論』白桃書房。

(付記) 本稿は科学研究費補助金 (基盤研究 (C) 25380631) による研究成果の一部である。